

第548回（令和6年度第5回）
鳥取地方最低賃金審議会
（令和6年9月12日）

机上配布資料

第548回（令和6年度第5回）
鳥取地方最低賃金審議会
（令和6年9月12日）

机上配布資料目次

No.	資 料	頁
1	令和6年度最低賃金改定額及び業務改善助成金等の周知広報について	1

令和6年9月12日
鳥取労働局労働基準部賃金課

令和6年度最低賃金改定額及び業務改善助成金等の周知広報について

1 鳥取県と連携による周知・広報について

鳥取県商工労働部雇用人材局(以下「県」という。)と連携の上、鳥取県最低賃金の改定額及び支援策である業務改善助成金及び持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金等について、鳥取県最低賃金額改定の官報公示日(9月5日)から、積極的かつ重点的な周知・広報を実施。

2 的確な周知広報

(1) 新聞折込チラシによる広報

県と連携して周知用チラシ(別紙1)を作成し、9月8日(日)の日本海新聞(朝刊)の折込チラシとして14万世帯に投函。

(2) 個別企業への働きかけ

県と連名により、時間当たり957円未満の労働者を雇用する事業所(求人提出企業)671事業所に対して、

- ・ 鳥取県最低賃金改定額のお知らせ(別紙2)
- ・ 業務改善助成金のリーフレット(別紙3)
- ・ 業務改善助成金の活用方法に係る局作成のチラシ(別紙4)
- ・ 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策(別紙5)
- ・ 持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金(別紙6)

といった支援策の案内等を郵送し、業務改善助成金等の周知・活用促進。

(3) 市町村・関係団体を通じた周知・広報の協力依頼

県と連名により、市町村、商工会連合会等の経済団体、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、飲食生活衛生営業同業組合等の業界団体に、鳥取県最低賃金の引上げ、業務改善助成金及び持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金等の周知・活用(周知依頼)を通知。

3 その他の取組

(1) 労働局、及び働き方サポートオフィスの共催により、「賃金引上げに活用できる助成金セミナー(オンライン)」(別紙7)を9月に集中的に実施(4回)。

(2) 改定額に係るポスター、パンフレット及びリーフレット(全て厚生労働本省作成)等を、国の出先機関、県、市町村、商工会連合会等の経済団体、労働組合、教育機関、飲食生活衛生営業同業組合等の業界団体等、約260団体あてに持参又は郵送し、周知・広報を依頼(9月下旬～10月中旬に実施予定)。



令和6年10月5日(土)から
鳥取県の最低賃金は



900円→
57円アップ

957円

になります!

最低賃金はパートやアルバイトを含む**すべての労働者**に適用されます。

957円未満の賃金は10月5日までに上げが必要です。

➤ 最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保とともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

鳥取県・国では企業の賃金アップの取組を支援します。

(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください)

県

持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金

制度概要

一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小事業者の生産性向上、販路開拓、人材育成等にかかる費用の一部を助成

従業員等の賃金引上げ
平均給与支給額の
3%以上引上げ



パートナーシップ構築宣言
パートナーシップ
構築宣言



設備投資・人材育成等に要する経費の
助成率**1/2**・最大**200万円**助成
平均給与支給額の**5%**以上引上げの
場合は助成率**2/3**

国

業務改善助成金

制度概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、設備投資等の費用の一部を助成

事業場内最低賃金の
30円以上の引上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサル
ティング、人材育成等



引上げ人数及び賃上額により
助成率 **3/4** ~ **9/10**
助成額 **30** ~ **600万円**

【最低賃金について】



鳥取労働局HP

【お問合せ先】

- 「最低賃金」について
厚生労働省 鳥取労働局 賃金室 ☎ : 0857-29-1705
- 「業務改善助成金」について
業務改善助成金コールセンター ☎ : 0120-366-440
- 「持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」について
鳥取県商工労働部 企業支援課 ☎ : 0857-26-7988

賃金アップで
みんなの笑顔
もアップ♪



鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	957円	令和6年10月5日
令和6年10月4日までは現行最低賃金の900円が適用されます。		

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	906円	令和5年12月17日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	902円	令和5年12月15日

地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、令和6年10月5日から上記の「鳥取県最低賃金957円」が適用されます。

社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう！

業務改善助成金コールセンター

0120-366-440

経営面・労働面の相談をワンストップで行います。（相談は無料）

働き方改革サポートオフィス鳥取

0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室

0857-29-1705

鳥取労働基準監督署

0857-24-3211

米子労働基準監督署

0859-34-2231

倉吉労働基準監督署

0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

最低賃金との比較方法（計算方法）について

賃金支給方法	最低賃金との比較方法（計算方法）
時間給の場合	時間給 最低賃金額
日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 最低賃金額
月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 最低賃金額
出来高給（請負給） の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間 に出来高制によって労働した総労働時間 最低賃金額
～ が混在	各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 最低賃金額

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当 臨時に支払われる賃金
 1月を超える期間ごとに支払われる賃金 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金
 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口

働き方改革サポートオフィス鳥取では、中小企業・小規模事業者の皆様のために、生産性向上による賃上げ、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などの相談に対して、労務管理の専門家が電話または相談により無料で支援を行います。

詳しくは **働き方改革サポートオフィス鳥取**

鳥取市富安 1-152 S Gビル 2階 201号室 TEL：0800-200-3295

受付時間：平日 9：00～17：00 E-mail：tottori@task-work.com



2 賃金引上げを支援する制度

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL：0120-366-440



キャリアアップ助成金

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは **鳥取労働局 職業安定部職業安定課** TEL：0857-29-1707



賃金引上げ特設ページを開設

賃金引上げを実施した企業の取組事例や賃金引上げに向けた政府の支援方法などの賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。



令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)
(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)
(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

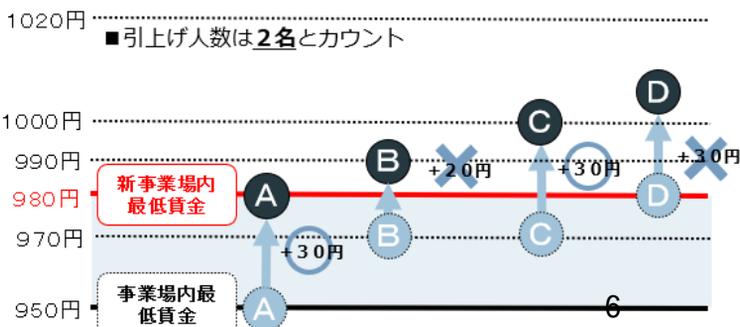
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のヒントを集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>

さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み時間や時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

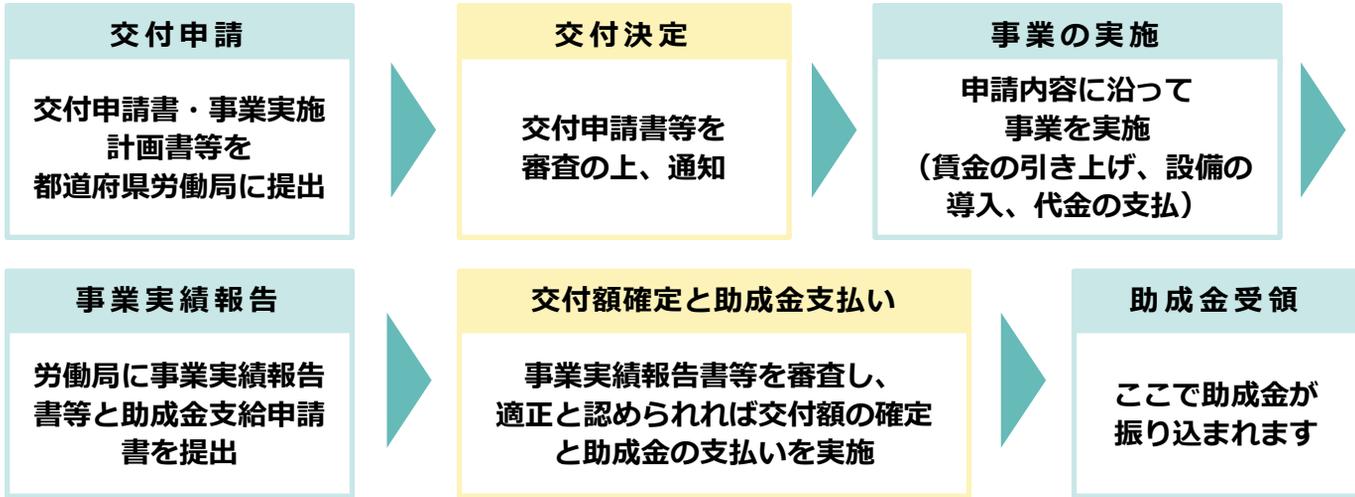
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

鳥取県最低賃金引上げのお知らせと 業務改善助成金のご案内

令和6年10月5日（土）から、鳥取県の最低賃金（現行：900円）は、

時間額 **957円** になります。

「業務改善助成金」のご案内

最低賃金の引上げに対応し、引き上げた賃金を継続的に支払い続けるためには、生産性の向上や業務改善により、賃上げに対応できる職場環境を整備する必要があります。

業務改善助成金は、**事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を補助する助成金**です。

事業場内最低賃金と地域の最低賃金の差額が50円以下の事業場（ ）が対象になります。

（ ）鳥取県では、事業場内最低賃金が950円以下（10月5日以降は1,007円以下）の事業場が対象で



賃金引上げ、設備投資等を実施する前に所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による審査・決定後に、申請内容に沿って賃金の引上げと設備投資等を実施してください。

ご注意ください

事業場内最低賃金の引上げを鳥取県の最低賃金の引上げ日（令和6年10月5日）より前に行うかどうかで、助成金支給の有無や支給額が異なる場合があります。詳しくは裏面の助成金受給例をご覧ください。

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5
950円以上	3/4

- 申請を行う事業場の引上げ前の事業場内最低賃金によって、助成率が変わります。
- 月給制、日給制等の場合も助成対象となります。
事業場内最低賃金の算出方法は  こちら
- 事業場内最低賃金の引上げについては就業規則等に定めることが必要です。
- 生産性を向上させた事業主からの申請について、助成率の割増を行っています。

助成金受給例

○ 30人未満の事業場（賃金引上げ人数 5人）が200万円の設備投資を行うと仮定

例1 事業場内最低賃金 900円 を 957円 に引き上げる場合

【10月4日以前に引上げ】（注1）

引上げ額 57円 助成率 4/5 上限額140万円（45円コース）（○部分）
 $200万円 \times 4/5 = 160万円$ 上限額である140万円の受給

【10月5日以降に引上げ】

引上げ額 0円（注2） 助成対象外

例2 事業場内最低賃金 940円 を 1,000円 に引き上げる場合

【10月4日以前に引上げ】（注1）

引上げ額 60円 助成率4/5 上限額190万円（60円コース）（○部分）
 $200万円 \times 4/5 = 160万円$ 160万円の受給

【10月5日以降に引上げ】

引上げ額 43円（注2） 助成率 4/5 上限額100万円（30円コース）（○部分）
 $200万円 \times 4/5 = 160万円$ 上限額である100万円の受給

（注1）10月4日以前に賃金を引き上げたとみなされるためには、就業規則等を改定するだけでなく、10月4日までに引上げ後の賃金で1日以上勤務した実績が必要です。

（注2）令和6年10月5日以降は事業場内最低賃金を957円以上にさせていただく必要があります。このため、10月5日以降に賃金引上げを行った場合は957円からの引上げ額として算定します。

助成金の支給に当たっては、上記のほかに支給要件があります。
 詳しくは、業務改善助成金コールセンター（0120 - 366 - 440）へ
 お尋ねください。

詳細はこちら 



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 経営強化税制 検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(⑥と同じ) 

⑧ 中小企業省力化投資補助金 省力化補助金 検索

問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く））

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。



⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり補助金 検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



⑩ 小規模事業者持続化補助金 持続化補助金 検索

問い合わせ先：〈商工会の管轄地域で事業を営む方〉全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
〈商工会議所の管轄地域で事業を営む方〉 電話：03-4330-3480

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

(商工会地区) 
(商工会議所地区) 

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 IT 導入補助金 検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570-666-376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。



⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業)：050-3000-3550
(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)：050-3000-3551

事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



⑭ パートナーシップ構築宣言
 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
 問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 価格転嫁指針 検索
 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 官公需基本方針 検索

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト
 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 官公需ポータルサイト 検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度
 問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 セーフティネット貸付 検索
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）
 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 マル経融資 検索
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金
 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 建設事業主等に対する助成金 検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。



⑳ 人材確保等支援助成金		人材確保等支援助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。			

㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		地域雇用開発助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。			

㉒ 人材開発支援助成金		人材開発支援助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。			

6. 相談窓口

㉓ よろず支援拠点		よろず支援拠点	検索
問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点			
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。			

㉔ 下請かけこみ寺		下請かけこみ寺	検索
問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618			
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。			

㉕ 働き方改革推進支援センター		働き方改革 特設サイト	検索
問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター			
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご利用ください。			

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」		ミラサポ plus	検索
問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340			
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。			

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



持続的な賃上げに向けて生産性向上に取り組む絶好のチャンスです

持続的な経営力向上・賃上げ事業者 支援補助金のご案内



物価高騰の長期化等による厳しい経営環境が続く中でも、賃金アップに取り組みながら、持続的に経営力や生産性の向上を目指す企業を支援します！

【補助対象期間 / 事業認定日から令和6年12月31日まで】

申請受付期限

令和6年 **9月30日** まで

申請方法

郵送または電子申請で提出してください。

※詳細を鳥取県ホームページに掲載の募集要領で必ずご確認ください。
※鳥取県ホームページで申請用紙のダウンロードなど行えます。
詳細は2次元コードからご覧いただけます▶



補助対象者と補助率

次の1~3すべての要件を満たす県内の中小事業者等(従業員のいる個人事業主を含む)が対象です。

1

従業員の賃金引上げ

従業員等一人当たり
平均給与支給額(月額)の
3%以上の引上げを行う

2

パートナーシップ 構築宣言^{※1}を行う

詳しくはパートナーシップ
構築宣言ポータルサイト
をご覧ください



3

平均賃金が一定以上

全ての従業員等の
1時間あたりの平均賃金^{※2}が
951円以上 であること

補助率

賃金の引き上げが**3%以上**の場合 ▶ 補助対象経費の**1/2**
賃金の引き上げが**5%以上**の場合 ▶ 補助対象経費の**2/3**

※どちらも千円未満は切り捨てになります。

補助金額

最大 **200** 万円

※1 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

※2 令和5年10月以降であって、賃金引上げ前の任意の1か月(基準月)から算出した全ての従業員等の1時間あたりの平均賃金です。

補助金上限額

補助限度額 200万円

補助金の額は次のとおり算定します。

- 補助対象経費が1,000千円以下の場合、当該補助対象経費に補助率を乗じた金額とする。
- 補助対象経費が1,000千円を超える場合、当該補助対象経費に補助率を乗じた金額と従業員数に100千円を乗じた金額のいずれか低い方の金額とする(ただし、当該金額が500千円(5%以上の賃上げの場合666千円)以下となる場合、500千円(5%以上の賃上げの場合666千円)を補助額とする。

補助対象となる取組

経営力向上を図るために行う以下のような新たな取組が対象です。

(例)

- 生産性向上を図るために行う施設改修や機械装置の導入
 - 業務効率化を図るために行うシステムの導入
 - 販路拡大を図るために行うホームページ、パンフレット等のPRツールの作成
 - 人材育成・確保のために行う従業員の人材育成研修の受講
- …など



令和6年度円安に伴う 経済変動の影響を受けた中小企業者向け 融資制度のご案内



今般の急激な円安(円安に伴う原材料価格等の高騰を含む。)により経営の安定に深刻な影響が生じている中小企業者等におかれましては、下記のとおり鳥取県企業自立サポート融資(鳥取県制度融資)「鳥取県地域経済変動対策資金」を御利用いただけます。

指定事象 令和6年度円安に伴う経済変動
取扱期間 / 令和6年9月30日申込受付分まで



融資対象者

令和6年度円安に伴う経済変動により経営の安定に深刻な影響が生じている中小企業者等で、次のいずれかに該当する者

- 最近3か月間の売上高又は販売数量等が前年同期に比べ5パーセント以上減少している者
- 最近1か月間の売上高又は販売数量等が前年同月に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- 最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者



融資
利率

年1.43%(変動金利)

※鳥取県企業自立サポート融資の最優遇金利
※県と市町村が協調して利子補助を行う場合があります。詳しくは企業支援課までお問い合わせください。

資金用途

運転資金、設備資金又は借換資金

(借換資金は運転資金又は設備資金の借入に併せて行う場合に限る。)

融資
期間

10年以内

うち据置3年以内を含む。

保 証

信用保証協会の保証が必要

保証料率

年0.23~0.68%(9区分)の範囲内で信用保証協会が決定

融資限度額

2億8千万円

※経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号、7号又は8号の適用を受ける場合、保証料率は0.35%とする。

申込窓口はコチラ

金融機関、各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会 等
各機関窓口にて「令和6年度円安に伴う経済変動に係る融資」についてお尋ねください。

無料!!
WEBセミナー

2024年10月5日から最低賃金は 957円! 賃金引上げに活用できる 助成金セミナー

開催日時

9月10日(火) 10:00～11:10 9月17日(火) 15:00～16:10
9月13日(金) 10:00～11:10 9月19日(木) 17:00～18:10

内容

- 業務改善助成金の概要について【働き方改革サポートオフィス鳥取】
必見! 業務改善助成金申請の10のポイント【鳥取労働局雇用環境・均等室】
- 持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金について【鳥取県商工労働部企業支援課】
- キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)について【鳥取労働局職業安定課】

お申し込み方法

各セミナーの開催日の前日までに

- (1) 団体・企業名
- (2) 連絡先電話番号
- (3) 受講希望番号(上記の開催日時 ~)

を電子メール(tottori@task-work.com)まで送信してください

働き方改革サポートオフィス鳥取
WEBサイト内の「セミナーのご案内」
からもお申込みいただけます



【オンラインセミナーについて】

- WEB会議システム「ZOOM」を使用します。1回の定員は80名です。
- セミナーの受講は無料ですが、通信費はセミナー参加者のご負担になります。
- 迷惑メール等によるドメイン指定されている方は、あらかじめ当方のドメイン(@task-work.com)を受信できるように設定を変更してください。メールにてセミナー参加に必要なURLおよびパスワード等をご連絡します。
- ~ についてすべて録画で対応します。ご質問などございましたら、【お問い合わせ】までご連絡ください。

【お問い合わせ・お申し込み】

働き方改革サポートオフィス鳥取

〒680-0845

鳥取県鳥取市富安1丁目152 SGビル2F 201号室

フリーダイヤル:0800-200-3295

電話:0857-30-7226 / FAX:0857-30-7227

電子メール: tottori@task-work.com

【共催:鳥取労働局、働き方改革サポートオフィス鳥取】

～お気軽に、ご相談ください～

活用可能な助成金
同一労働同一賃金
時間外労働の上限規制
働き方改革って? など